

現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、現場代理人の兼務に関する事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(兼務の対象となる工事)

第2条 受注者は、次の条件を全て満たす場合には、現場代理人を兼務させることができる。

(1) 兼務する工事は全て、印西市の発注であること。

(2) 兼務するそれぞれの工事の請負金額が4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）であること。

(3) 兼務する工事が3件を超えないこと。

(4) 兼務するそれぞれの工事の特記仕様書等において兼務を禁じていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、請負金額130万円以下の工事については、現場代理人の常駐を要しないものとし、前項第3号に規定される工事に含めないものとする。ただし、特記仕様書等に現場代理人の常駐義務が明記されている場合を除く。

3 受注者は、設計変更等の事情により、兼務する工事の請負金額が変更され、第1項第2号に定める金額を超えた場合であっても、市長が特に当該兼務の継続に支障がないと認めるときは、当該兼務を継続することができる。

(事務手続)

第3条 受注者は、前条第1項の規定により現場代理人を兼務させようとするときは、現場代理人兼務届（別記第1号様式）を、当該兼務に係る工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。

2 受注者は、兼務する工事の一方が竣工その他の事由により、兼務の必要がなくなつたときは、現場代理人兼務解除届（別記第2号様式）を、継続中の他方の工事を所管する部署に提出しなければならない。

3 受注者は、兼務に係る現場代理人が病気、死亡、退職等の理由によりその職務を遂行することができなくなった場合には、新たな現場代理人を選任のうえ、現場代理人変更届（別記第3号様式）を、当該兼務に係る工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人の兼務は、当該現場代理人が一方の工事現場に従事しているときであっても、他方の現場代理人の職務上の責任を免じるものではない。

(兼務した場合の取扱い)

第5条 市長は、兼務する工事の施工中において、安全管理、工程管理等の観点から、その兼務を継続することが適当でないとき認めるときは、当該工事の受注者に対して必要な措置をとるべきことを求め、改善が認められないときは、現場代理人の交替を求めるものとする。

(施工管理に関する取扱い)

第6条 受注者は、兼務したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、十分に配慮しなければならない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、施行日以降に契約を締結する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

別 記

第1号様式 (第3条)

現場代理人兼務届

年 月 日

(あて先) 印西市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり、現場代理人の兼務に関する事務取扱要領第3条に基づき、現場代理人を兼務することとしたので届け出ます。

なお、下記工事の契約に関し、現場代理人の兼務に関する事務取扱要領に定められた事項について全て満たしていることを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼務に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

現場代理人氏名		
現在契約締結 している工事	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
	摘 要	
現在契約締結 している工事	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
	摘 要	
新たに兼務を 希望する工事	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
	摘 要	

※ 添付書類

1. 現在契約している工事の契約書 (写) (工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所)
2. 現在契約している工事の主任技術者等選任通知書 (写)

現場代理人兼務解除届

年 月 日

(あて先) 印西市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり、現場代理人の兼務に関する事務取扱要領第3条に基づき、現場代理人を解除することとしましたので届け出ます。

竣工した工事	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	竣 工 年 月 日	年 月 日
	摘 要	
兼務解除となる工事	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
	摘 要	
兼務解除となる工事	工事担当部署名	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
	摘 要	

第3号様式（第3条）

現場代理人変更届

年 月 日

（あて先）印西市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり、現場代理人の兼務に関する事務取扱要領第3条に基づき、現場代理人を変更することとしましたので届け出ます。

工事担当部署名		
工 事 名		
契 約 金 額		
工 期		年 月 日 から 年 月 日まで
変更前	現場代理人氏名	
	摘 要	
変更後	現場代理人氏名	
	摘 要	
変更理由		